

平成 30 年第 2 回さくら市議会 定例会提案理由説明書

(平成 30 年 6 月 20 日提出 追加議案第 1 号～第 3 号)

説明書目次

番号	項目名	ページ
1	平成 30 年度さくら市一般会計補正予算（第 2 号）について	P 1
2	喜連川中学校大規模改修工事請負契約について	P 2
3	市有財産の減額貸付けについて	P 2
4	議案説明資料 参照法令等	P 4

ただいま上程されました追加議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、予算 1 件、契約 1 件及びその他の議案 1 件であります。

追加議案第 1 号は、平成 30 年度さくら市一般会計補正予算(第 2 号)であります。

今回の補正予算は、平成 30 年度さくら市一般会計補正予算(第 1 号)の歳入歳出予算額から 622 万 1 千円を減額し、予算の総額を 188 億 3,657 万 5 千円とするものであります。

歳入では、14 款国庫支出金で、学校施設環境改善交付金 6,666 万 6 千円、18 款繰入金で、財政調整基金繰入金 3,485 万 5 千円を減額、学校整備基金繰入金 5,000 万円、21 款市債で喜連川中学校校舎大規模改修事業費 4,530 万円を増額し、それぞれ計上いたしました。

歳出では、10 款教育費で中学校施設長寿命化改良事業費 622 万 1 千円を減額し、計上いたしました。

追加議案第 2 号は、喜連川中学校大規模改修工事請負契約についてであります。

本案は、喜連川中学校校舎の大規模改修を実施するため、栃木県さくら市喜連川 6402 番地、船山建設工業株式会社、代表取締役 ふなやましゅういち 船山修一氏と契約金額 1 億 9,083 万 6 千円で契約したいので、さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

追加議案第 3 号は、市有財産の減額貸付けについてであります。

本案は、金鹿小学校跡地を適正な対価よりも低い対価で貸し付けるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました追加議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

ます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 略

(2) 予算を定めること。

(3)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7)～(15) 略

2 略

○ さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第55号）（抄）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。